

## 知的障がい者の消費者教育への取り組み

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS)  
西日本支部 消費者教育研究会 代表  
田村 富美



私たち消費者教育研究会は、2002年、「さまざまな場で、あらゆる年代を対象に消費者啓発を」をモットーに、NACS西日本支部の自主研究会として発足しました。多様な立場のメンバーが参加し、消費者啓発を目的とした調査研究活動や、高齢者や障がい者を対象とした啓発講座を実施してきました。

近年、障がい者の消費生活相談が増加傾向にあります。消費者安全確保地域協議会でも、高齢者と障がい者の消費者被害防止が求められています。当会では、障がい者の消費者啓発の重要性を認識し、継続的な取り組みを行っています。啓発講座では、障がいの特性も考慮し、受講者が飽きないよう消費者トラブルの事例を寸劇で演じたり、パワーポイントや紙芝居を使ってわかりやすく解説するなどの工夫をしています。受講者からは消費者トラブルをリアルに感じたという感想を得ています。

また、私たちは、特に知的障がい者を対象とした啓発講座をブラッシュアップするためには、知的障がい者の日常生活、抱えている問題などを、もっと知る必要があるのではないかと感じています。そこで、私たちは、知的障がい者の方々の声を聴くと共に、特別支援学級の元教員や就労支援移行支援サービス事業所の元職員へのヒアリング、福祉サービスの制度等の調査を実施しました。

こうしたヒアリングや調査を通して、知的障がい者の消費者教育について、次のような課題が見えてきました。

### ① 「契約」に関する基本的知識について

知的障がい者にとっても、売買契約のみならず、事業所との利用契約や雇用契約でも契約の知識が必要であることから、「契約」に関する基本的知識を身につけることが重要です。

### ② 金銭教育の重要性

卒業生から高額なお金を貸してほしいと頼まれたことがある特別支援学級の元教員は、金銭感覚を養う必要性を強く訴えていました。就労移行支援サービス事業所の方からは、実際にオンラインゲームで何十万円も使った利用者がいて、消費者トラブル事例のみならず、自分のお金を管理することを身につけてほしいという声がありました。

### ③ 保護者・支援者への啓発の必要性

ネット社会の進展により消費者問題が複雑化しており、保護者が消費者トラブルと認識できないケースも多く、指導が追いつかない状況があります。知的障がい者が消費者トラブルに遭った時、まずは保護者、支援者が相談先を知っていることが必要ですが、消費者ホットライン「188」を知っている保護者は少なく、保護者や支援者にもトラブル事例や相談先を知ってもらうことが必要です。

### ④ 啓発講座実施の留意点

集中力がなく疲れやすいので、1回の講座の時間を短くし、さらに1回限りではなく継続的な講座が望ましいという意見がありました。

事業所により障がい者の障がいの特性や程度が違うので、事前に事業所との打ち合わせ

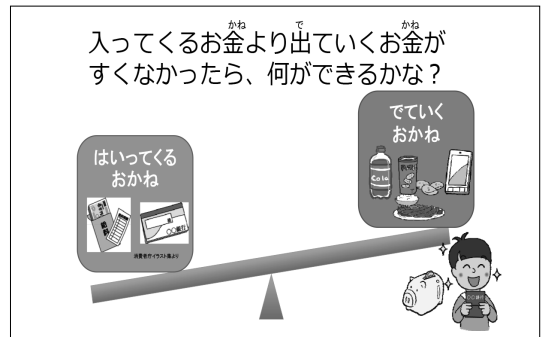
が必要です。事業所で講座を行う場合の費用については、事業所の財政は厳しく、自治体の助成金等が使えると啓発の機会が増えると考えられます。

### ⑤ 保護者や支援者に向けた情報発信

障害年金の申請を行っておらず年金を受け取っていないというケース、障がいに応じてヘルパーをつけることができる制度（自治体によって異なる）などが活用されていないケースがあるとのことです。全ての障がい者のいる家庭が各種情報を得られるネットワークに属しているとは限らず、情報が届いていない家庭があります。また、保護者が亡くなった後など、障がい者に対する経済的支援の在り方も重要課題です。保護者や支援者向けに、制度や経済的支援に関する情報を発信することが必要です。

こうした課題を踏まえ、私たちは二つの方向から、障がい者の消費者啓発を進める必要があると考えました。一つは、知的障がい者自身を対象とした啓発講座の充実、もう一つは保護者や支援者に向けた情報の発信です。

知的障がい者に向けた啓発講座については、ヒアリングを踏まえ、消費者トラブル事例の紹介に加え、金銭教育のプログラムを取り入れて実施しています。収入と支出のバランスを、視覚的にわかるようシーソーになぞらえて説明し、クイズやゲーム形式で問いかけるなどの工夫を盛り込みました（図1）。また、貯蓄の必要性を理解してもらうために、「イベントゲーム」も考案しました。生活の中で発生する予期せぬ出来事（イベント）をカードに書いて袋に入れ、受講者に一枚ずつ引いてもらいます。かけ声とともに一斉にカードに書かれているイベントを見て、急にお金が必要になることを実感してもらうことができます。



（図1）

さらに現在は、特別支援学校の教員や施設の指導員の方々にも、授業や指導の場で使っていただけるような啓発教材の作成を進めています。金銭教育（お金の使い方、お金の貸し借り）、契約の基本知識、若者に多い消費者トラブル及びネットトラブルの事例と対処法などについて、紙芝居やクイズ、ロールプレイといった手法を取り入れ、参加型のわかりやすい講座を提案しています。

保護者や支援者向けの情報発信としては、2019年度は、家族信託に詳しい専門家を講師に招き、公開講座を実施しました。家族信託は、自分の思いを形にすることができます。財産を信頼できる人（家族など）に託して、自分の代わりに管理や運用してもらうことができます。障がい者の保護者には、自分がいなくなったらどうなるのかという不安を抱える方が少なくありません。家族信託は、遺言や成年後見制度などと上手に組み合わせることで、不安を軽くすることができると考えられます。参加された方々からは熱心な質問が続き、関心の高さが窺えました。

障がい者をはじめとしたあらゆる場での消費者教育が広がり、消費者トラブルが減ることを願いつつ、私たちは、今後も消費者の声を聴きながら、調査研究及び啓発講座の実践を行ってまいります。